

(件名) 静岡県人権施策推進計画の策定（第4次改定）

1 要 旨

- ・本計画は、「人権教育・啓発推進法」（平成12年施行）第5条を踏まえて平成17年3月に策定され、現行の第3次改定版は、令和7年度末に計画期間が終了するため、第4次改定を行う。

2 計画の概要

(1) 計画期間 令和8年度～令和12年度（5年間）

(2) 基本理念（案）<第3次改定から継続>

「県民一人ひとりに人権尊重の意識が育まれた思いやりあふれる静岡県の実現」

(3) 策定方針

- ・令和7年6月に国が策定した「人権教育・啓発に関する基本計画（第二次）」に対応。
- ・第3次改定後における人権に係る法整備や環境（社会状況）の変化等に対応。
- ・県民一人ひとりの幸福実感を重視するウェルビーイングの視点など、次期総合計画や関連する計画等との整合性を図る。

3 計画改定案に係る策定作業のポイント

- (1) 国の「人権教育・啓発に関する基本計画（第二次）」において、新たに追加された項目（インターネット、複合差別など、各人権課題に横断する内容）等を記載する。
- (2) 指標については、次期総合計画（案）に合わせて見直す。

4 計画改定に当たっての変更点

- (1) 第3次改定後における人権に係る法整備や環境（社会状況）の変化等については、静岡県人権施策推進本部における意見を反映。
- (2) 第3章（人権教育・啓発の推進）及び第4章（分野別施策の推進）の「施策の方向」を次期総合計画（案）に合わせて見直し、「主要施策」については、人権教育及び人権啓発に直接資する取組に絞って記載。
- (3) 第4章の各分野における「ア これまでの取組」を割愛。ただし、問題の性格上、これまでの経緯等の記載が必要な場合には、「現状と課題」において記載。

5 計画策定・推進体制

区分	構成員	開催(予定)
人権施策推進本部	・本部長：副知事 ・副本部長：健康福祉部長 ・本部員：各部局長、教育長、 警察本部総務部長	2回(9月、1月)
人権施策推進本部幹事会	・幹事長：健康福祉部福祉長寿局長 ・幹事：各部関係課（室）長	2回(8月、11月)
人権施策推進本部作業部会	・部会長：健康福祉部福祉長寿局 地域福祉課人権同和対策室長 ・部会員：各部関係課（室）の班長等	2回(6月、9月)

6 計画策定スケジュール

区分	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
現状調査	● → 県政世論調査									
推進本部	● → 第1回 6/21			● → 第2回※ 9/30						
			● → 第1回※ 8月下旬		● → 第2回※ 11月					
				● → 第1回※ 9月中旬			● → 第2回会 1月下旬	○ 策定・公表 3月下旬		
外部意見聴取						● → パブコメ				
人権会議				● → 第1回 10/31				● → 第2回 3月中旬		

※は書面開催